

平成26年第2回臨時会

# 東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成26年4月30日 開会

平成26年5月 2日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

## 平成26年東吾妻町議会第2回臨時会会議録目次

### 第 1 号 (4月30日)

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ○議事日程                              | 1   |
| ○本日の会議に付した事件                       | 1   |
| ○出席議員                              | 1   |
| ○欠席議員                              | 2   |
| ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2   |
| ○職務のため出席した者                        | 2   |
| ○議長挨拶                              | 3   |
| ○町長挨拶                              | 3   |
| ○開会及び開議の宣告                         | 4   |
| ○議事日程の報告                           | 4   |
| ○議席の指定及び変更について                     | 4   |
| ○会議録署名議員の指名                        | 5   |
| ○会期の決定                             | 5   |
| ○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決         | 5   |
| ○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決         | 1 1 |
| ○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決         | 1 3 |
| ○議案第1号の上程、説明、議案調査                  | 1 5 |
| ○議案第2号の上程、説明、議案調査                  | 1 6 |
| ○議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、議案調査         | 1 8 |
| ○日程の追加                             | 1 9 |
| ○議員派遣の件                            | 2 0 |
| ○平成25年請願6号取下げの件                    | 2 0 |
| ○散会の宣告                             | 2 1 |

### 第 2 号 (5月2日)

|              |     |
|--------------|-----|
| ○議事日程        | 2 2 |
| ○本日の会議に付した事件 | 2 2 |

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ○出席議員                              | 2 2 |
| ○欠席議員                              | 2 2 |
| ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2 2 |
| ○職務のため出席した者                        | 2 3 |
| ○開議の宣告                             | 2 4 |
| ○議事日程の報告                           | 2 4 |
| ○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決               | 2 4 |
| ○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決               | 3 5 |
| ○議案第3号及び議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決        | 5 9 |
| ○閉会の宣告                             | 6 8 |
| ○署名議員                              | 6 9 |

## 平成26年東吾妻町議会第2回臨時会

### 議 事 日 程（第1号）

平成26年4月30日（水）午前10時開会

- 第 1 議席の指定及び変更について
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 承認第 1 号 専決処分の承認について（平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号））
- 第 5 承認第 2 号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）
- 第 6 承認第 3 号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 議案第 1 号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）
- 第 8 議案第 2 号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 3 号 物品購入契約の締結について（学校給食センター給食運搬車購入）
- 第10 議案第 4 号 物品購入契約の締結について（学校給食センター厨房備品購入）

### 本日の会議に付した事件

日程第10まで議事日程に同じ

追加日程 第 1 議員派遣の件

追加日程 第 2 平成25年請願6号取下げの件

### 出席議員（14名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 橋 爪 英 夫 君 | 2 番  | 重 野 能 之 君 |
| 3 番  | 佐 藤 聡 一 君 | 4 番  | 根 津 光 儀 君 |
| 5 番  | 樹 下 啓 示 君 | 6 番  | 山 田 信 行 君 |
| 7 番  | 水 出 英 治 君 | 8 番  | 茂 木 恒 二 君 |
| 9 番  | 金 澤 敏 君   | 10 番 | 青 柳 はるみ 君 |
| 11 番 | 須 崎 幸 一 君 | 12 番 | 浦 野 政 衛 君 |

13番 一場 明夫 君

14番 菅谷 光重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |                  |           |
|---------|-----------|------------------|-----------|
| 町 長     | 中澤 恒喜 君   | 副 町 長            | 渡 辺 三 司 君 |
| 教 育 長   | 高 橋 啓 一 君 | 総 務 課 長          | 角 田 輝 明 君 |
| 企 画 課 長 | 佐 藤 喜知雄 君 | 保健福祉課長           | 加 辺 光 一 君 |
| 町 民 課 長 | 本 多 利 信 君 | 税務会計課長<br>兼会計管理者 | 松 井 秀 之 君 |
| 産 業 課 長 | 荒 木 博 之 君 | 建 設 課 長          | 加 辺 茂 君   |
| 上下水道課長  | 土 屋 利 夫 君 | 事 業 課 長          | 轟 馨 君     |
| 教 育 課 長 | 丸 山 和 政 君 |                  |           |

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議会事務局  
補佐 水 出 悟

---

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ここに平成26年第2回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折ご参集を賜り、開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今月行われました東吾妻町議会議員補欠選挙において、重野能之議員が当選されました。よろしく願いいたします。

さて、本日の臨時会は、専決処分の承認3件、一般会計補正予算1件、その他3件の計7件が付されております。十分な審議をお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくださいますようあわせてお願いを申し上げます。

---

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成26年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春も深まり、はや若葉の候となつてまいりました。議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、去る20日に執行されました町長選挙におきまして、町民の皆様のご信任をいただき再選されました。まことにありがとうございました。

選挙期間中にいただきましたご意見、ご要望等を真摯に受けとめ、議員の皆様のご協力をいただき、誰もが安全で安心して暮らせ、町民であることを誇れる町づくりを進めてまいり

ます。

さて、本日の臨時会では、専決処分の承認関係 3 件、平成26年度東吾妻町一般会計補正予算 1 件、あがつまふれあい公園指定管理者の指定についてなどその他関係 3 件を提案させていただくものでございます。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成26年第 2 回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

#### ◎議席の指定及び変更について

○議長（橋爪英夫君） 日程第 1、議席の指定及び変更の件を議題といたします。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定及び変更したいと思います。

2 番、重野能之議員、3 番、佐藤聡一議員、4 番、根津光儀議員、5 番、樹下啓示議員、6 番、山田信行議員、7 番、水出英治議員、以上のとおり議席を指定及び変更いたします。

なお、去る23日に 2 番、重野議員の所属委員会につきましては、委員会条例第 7 条第 4 項ただし書きの規定により、総務建設常任委員会、八ツ場ダム対策特別委員会、議会広報対策特別委員会、中学校統合等対策特別委員会に指名したので、おつなぎをしておきます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、10番、青柳はるみ議員、11番、須崎幸一議員、12番、浦野政衛議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、5月2日までの3日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は3日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定しました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について（平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、4月20日執行の東吾妻町議会議員補欠選挙費の追加と2月の雪害による農業用廃資材処理に係る経費について、特に緊急を要するため、平成26年4月1日付で専決処分し、同日付で告示いたしました。今回はこの専決処分の承認をいただくものであります。



よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回承認をいただきます専決処分は、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、予算書一番最後の4ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、普通地方交付税を478万5,000円追加をし、財源とするものでございます。

歳出でございますが、4月15日に告示された東吾妻町議会議員補欠選挙に係る経費として178万5,000円の追加と、2月14日から15日にかけて大雪に伴い被災をした農業用ビニールハウス等災害廃棄物の収集運搬及び処理に係る業務委託でございます。それに300万円の追加でございます。

これらの経費につきまして、速やかに予算措置を講ずる必要があるため、4月1日付で専決処分を行ったものでございます。

以上でございますが、ご審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） ただいま説明を受けました、4ページの大雪被害に伴う資材、この処理、ビニールだとか骨材があらうかと思いますが、その内容について説明を加えてほしいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 今回専決をお願いした、農業災害対策に伴う廃資材の処理委託料300万円の内容につきましてご説明申し上げます。

農業用パイプハウスの被害面積でございますが、おおよそ面積にしまして30ヘクタールございます。1ヘクタール当たりの上にかぶさっている農ポリ、農ビ、そういった被覆材の数量としますと、2,000キロその数量が発生するという見込みでございます。全体量で6万キロ発生をいたしまして、こちらの被覆材の収集運搬、それから処理といたしまして1キロ当

たり双方で50円を見込みまして、300万円の処理委託料を計上したものでございます。

全体の被害の数量につきましては、さきの議員全員協議会の中で報告させていただいておりますが、それも含めて、改めて説明したほうがよろしいかなんですが、今回の専決につきましては、300万円は以上の内容でございます。

○14番（菅谷光重君） はい、結構。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 内容はわかったんですが、これの処理というのは、町の責任において、要するに町の事業としてやる責務がある内容になるんでしょうか。委託料として取るということは、町がそれを委託するということになりますか。その辺のところの根拠をちょっときちっと示していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 今回の被覆材の収集処理につきましては、町の事業といたしまして町の単独で、町が扱う一般廃棄物として処理をするというものでございます。

これにつきましては、本町で被害に遭われた農業者の数も、それから棟数もかなりの件数に及んでおりまして、早期にこの収集から処理までしたいということから、町単独事業で、全体の被覆材の処理を町のほうで手がけるということで、4月21、22日を第1回、続きまして6月を第2回を予定しておりまして、早急に農業者の再建を図るために、まず被覆材につきましては町単独で早急に取り組みたいということから、町事業としてお願いしたわけでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 早期に処理をするということについては別に異論はありませんし、なるべくそういうものをしてあげるといこと、考え方は全く理解できるんですが、本来ですと多分それが出た原因者が負担すべきものが大原則なのかなと思うので、それに対する町が補助みたいな形でやられるのが考え方なのかなというふうに実は思ったんですけれども。それをあえて町の事業としてやるということになるわけですが、その辺の根拠が、何に基づいて町の事業としてやるかというのがいまいよくわからなかったんですが。町の事業としてやりたいという話はあるんですけれども、個人のものをその責任において処理すべきものを、町が処理して事業としてやる根拠をちょっと示していただきたいんですけれども。例えば、こういう特例法ができて、これに基づいてやるんですよとか、そういう形のものが

あるのかどうか。それが無いのであれば、ない。いろいろな考え方があるんだと思いますけれども、原則論というのは私が言ったような考え方なのかなと思いますので、それが違って、いや、そうじゃないんだよ、これは町が処理すべきものなんだよということであれば、その説明を加えていただければと思います。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 被覆材の処理につきましては、町としまして、その点につきましては一般廃棄物として町の責任において処理するということから、その処理について町のほうで行うということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その処理をする根拠を教えてくださいと言っているんです。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 先ほど来申し上げましたとおり、これにつきまして町が処理する根拠という明確なものはございませんが、農業者の倒壊したハウスの被覆材、これにつきまして、町としまして早急に農業者の支援をするということから、そういった支援をするという立場から町が取り組んでおります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） では、もう一度、最初からちょっと確認しますが、農業用のパイプハウスが壊れた、その被覆材、パイプも出るのかもわかりません。それを処理する責任はどなたにあるんですか、町にあるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） ただいまの質問につきましては今明確にお答えできませんので、それにつきましては……、いいですか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） その被害を片づける部分については、責任というものは個人にあるかと思います。ただ、個人ですけれども、被害が甚大だということもありましたので、町のほうでその辺をお手伝いして、町のほうで片づけるという意思で進めてきたものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

それで、その根拠が知りたかったんですけれども。簡単に言うと、個人が処理すべき責任

のものであれば、その人に対して町が補助を出すような形で、それを処理してやるというやり方が通常のやり方なんだろうと思うんです。そうすると、ここの費目が違うのかなと思うんですね、委託料じゃ。委託料というのは、町の事業としてやるので、それを要するにどなたかに委託して、それを処理してもらうわけですよね。だから、町の事業でやるのか、そうじゃなくて、個人の責任にしておいてやるのであれば、それに対する町が補助金というような形または交付金というような形で制度上なっていくのかなという不安があったので、予算の何というんですか、費目としてこれで適当なのかという疑問が実はあったもんですから確認したんですけれども、そういう条件を考えて、企画課長は多分、予算の主管課だと思うんですけれども、本当にこの費目でよろしいんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これにつきましては、内容的には先ほど副町長が申し上げたとおりでございます。

予算のとり方でございますけれども、委託として町が処理をしたということについて、予算的な計上については問題はないというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

どっちに転んでも、経費がかかることですから、どこかに予算がとっていなければそれはできませんので、委託料で取ろうが補助金で取ろうかという考え方になるのかもしれませんが、先ほどの原則論でいくと、副町長が言うのに、出たものは基本的には個人がやっぱり処分すべきものだという考え方を基本とするのであれば、町の事業としてやるのがいいかというのがちょっと、それをするという何というんですか、根拠になるような町のほうで規約なり規程なりじゃないですけれども、そういうものは実施要綱みたいなものをつくってやっているのかどうかも含めて、ちょっと確認をしておきたかったんですけれども。

もし、それが仮にまずいのであれば、町長の裁量で流用するなりそれはやればいい話ですから、その辺だけちょっと、間違いなくこの方法でいいんですという確認だけ、ちょっと産業課長に答えていただければ。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） こちらの被覆材の処理委託料につきましては、町といたしまして農業者の支援という形で、予算項目としましては委託料、委託費ということで計上させていただきまして、町が農業者の支援のために町の独自事業で行うという形で進めさせていただ

くということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

冒頭申し上げたように、これをやることに對して別に私は反対しているわけじゃありませんので、その辺のところをやることについては、農業者の支援という意味では必要な部分だと思いますので、理解できますので。

ただ、その支出の費目がそれで適正かどうかという確認がとりたかったので、産業課長がそこまでおっしゃって、これで間違いないんだと企画課長もおっしゃっているのです、それを信じるしかないんだと思いますけれども、原則論からいくと微妙なところがあると思いますので、その辺のところ、もしそれが仮に適正でないという判断が出るのであれば、後ほど執行部のほうでしっかり流用していただくなり、そういう措置を講じていただくということをしていただければとは思いますが、いずれにしても、おっしゃっている意味はわかりました。結構です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

12番、浦野政衛議員。

○12番（浦野政衛君） 今のこの処理料の300万円であります、今回、町5地区で、倒壊したビニールハウスの補償関係の説明会を5地区で開いたかと思うんですが、その中では一応ハウスを使って50万円以上の売り上げがあったり、いろんな基準みたいのがあって、例えば肥料置き場だとか農機具の置き場だとか、物置がわりに使っている人は該当にならないというふうな説明があったかと思うんですが、今の担当課の課長のあれでは、被覆材を処理する処理料としての300万円だというふうなことでありますが、そのパイプハウスの被覆材が農業施設の生産性を生まないものについても含まれているのだからどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） こちらの被覆材につきましては、4月21、22日、各農業者がJAの東部営農経済センターのほうに搬入いたしまして、こちらにつきまして毎戸配布でこの収集日を周知しておりまして、こちらにつきましては基本的には農業用パイプハウスの上にかぶる被覆材、こちらを搬入をいただいたものでございます。特に、その受け付けの時点で、この被覆材につきましては農業用であるかどうかといったチェックまでできないということから、農業用で使用されている被覆材という捉え方をしております。

○議長（橋爪英夫君） 12番、浦野政衛議員。

○12番（浦野政衛君） そうしますと、いずれにしても、資材センターのほうに持ち込まれたものに対しての処理料だというふうなことで、一応、分別した農業生産性を生まないものについても当然、中には被覆材を持ち込んだものもあろうかと思うんですよね。そのチェックは行っていないくて、今回の持ち込んだ量に対してのキロ50円でしたっけ、その6掛けで、五六の300万円というふうなことでいいわけですね。はい、結構です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

について、提案理由の説明を申し上げます。

国において、平成26年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日付で施行となりました。この改正を受けて、東吾妻町税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、3月31日公布、4月1日施行いたしました。この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日に実施されました。これに伴う税条例の一部改正でございます。

町条例につきましても、地方税法に合わせて3月31日に公布、4月1日に施行としなければならないため、専決処分とさせていただきました。

それでは、改正内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページの第57条と第59条につきましては、法改正に伴う号ずれ修正でございます。

以降は附則でございますが、第6条及び第6条の2、第6条の3につきましては、今までが単に課税標準の計算の細則を定めたものであったため、削除するものでございます。

6ページの第8条につきましては、課税の特例の期間の延長でございます。

第10条の2につきましては、項ずれ修正でございます。

第10条の3につきましては、固定資産税の新築住宅等に対する減額規定が追加されたことによる規定整備及び項ずれ修正でございます。

7ページの第17条の2につきましては、課税の特例の期間延長でございます。

8ページの第21条につきましては、経過措置の一部廃止に伴う規定整備でございます。

9ページの第21条の2につきましては、項ずれ修正でございます。

以上、簡単ではございますが、提案の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

---

#### ◎承認第３号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第６、承認第３号 専決処分の承認について（東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第３号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例の承認と同じ理由でございますが、地方税法の改正に伴う地方税法施行令の改正がありましたので、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行い、３月31日公布、４月１日施行いたしました。この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。



○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

税条例同様、今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴う地方税法施行令の一部改正による町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

税条例同様、地方税法並びに地方税法施行令に合わせて4月1日に施行しなければならないため、専決処分とさせていただきました。

内容につきまして説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条につきましては、地方税法施行令第56条の88の2第2項の後期高齢者支援金分及び第3項の介護納付金分の課税限度額が、それぞれ2万円引き上げられたことによる規定整備でございます。

第18条につきましては、項ずれ修正でございます。

第23条につきましては、施行令第56条の89の改正による規定整備で、国保税の軽減措置の対象世帯を拡大するものでございます。具体的には、5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定に、改正前では世帯主は含まれておりませんでした。改正によりまして、世帯主を含め算定するというものと、2割軽減の対象となる世帯の軽減所得の算定に、被保険者の数に乗すべき金額を、現行の33万円から45万円に引き上げるものでございます。

以上、雑駁ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、町長報告のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

---

◎議案第 1 号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第 7、議案第 1 号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 1 号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに 5 億 5,287 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 91 億 1,565 万 6,000 円とするものでございます。

内容につきましては、2 月の大雪により被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の再建、修繕及び撤去について国の支援策が決定したことに伴い、被災農業者向け経営体育成支援事業として予算を追加するものでございます。

また、債務負担行為補正といたしまして、平成26年10月からあがつまふれあい公園が指定管理施設となることに伴い、4 カ年に係る指定管理料の限度額について債務負担行為の追加を行うものでございます。

詳細につきましては、企画課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1 ページを最初にお願いしたいと思います。

一般会計補正予算（第 2 号）でございます。

第 1 条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 5 億 5,287 万 1,000 円を追加をし、総額を歳入歳出それぞれ 91 億 1,565 万 6,000 円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

2ページ、中ほど下でございますが、第2表債務負担行為補正でございます。

あがつまふれあい公園指定管理料を平成26年度から平成29年度までの4年間の期間、限度額を5,940万円とするものでございます。

次に、詳細についてご説明させていただきます。

一番最後の4ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金4億6,401万6,000円の追加でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金8,885万5,000円の追加でございますが、町負担分につきましては、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

次に、歳出でございますが、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございますが、5億5,287万1,000円の追加です。

説明欄をお願いしたいと思います。

歳出の主なものにつきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金5億4,352万5,000円の追加でございます。国庫補助事業対象者に対するパイプハウス及び畜舎の再建費として、国・県・町の合計で90%の補助率、撤去費につきましては国・県・町で合計100%の補助率をここに計上してございます。

説明欄一番下の農業用パイプハウス撤去費補助金は、国庫補助対象外となった方に対して、町が撤去費の補助金として支給するものでございます。対象につきましては、1棟30平米以上のハウスの合計面積で、1平米当たり110円と設定してございます。

以上で一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。5月1日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、議案第2号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

ふれあい公園の指定管理者の選定に当たりましては、指定管理者選定委員会に諮問し、4月9日に答申をいただきました。この答申に基づき、候補者である提案者と協議を進めた結果、4月25日に基本協定書の仮締結となりましたので、東吾妻町公の施設に係る手続等に関する条例第6条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、東吾妻町大字三島6999番地1、株式会社A C C、代表取締役水出邦二でございます。

指定の期間は、平成26年10月1日から平成30年3月31日までの3カ年6カ月でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

あがつまふれあい公園の指定管理者制度への移行につきましては、昨年12月5日、公共施設のあり方検討委員会に諮問し、26年1月28日、適当である旨の答申と附帯意見をいただきました。

この答申内容及び附帯意見とあわせ、当該施設の特性として道の駅登録の計画があること、八ツ場ダム関連事業として長年にわたり地域と協議調整し、地域の活性化拠点として整備した施設であることを考慮するとともに、地域連携の優位性と地域特性を生かした管理運営が可能であると判断したことにより、地元を中心として新たに立ち上げた組織を特定し、指定管理者選定委員会に3月26日に諮問いたしました。議案書の次に答申書の写しを添付させていただきます。ご参考にしていただきたいと思います。

内容につきましては、4月9日に、総合評価Bのおおむね適切な提案であり、候補者の基準を満たしているとの答申と附帯意見をいただき、この答申に基づき、候補者である提案者

と協議を進めた結果、4月25日に基本協定書の仮締結となりました。

提出させていただきました資料につきましては、答申書の裏面から選定基準、審査要領、候補者決定についての公表資料及び候補者の登記証明書となっています。

指定管理料につきましては、今回、債務負担行為の追加でお願いしております平成26年度から平成29年度まで、5,940万円を限度額としています。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。5月1日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議案第3号 物品購入契約の締結について（学校給食センター給食運搬車購入）及び日程第10、議案第4号 物品購入契約の締結について（学校給食センター厨房備品購入）を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号及び議案第4号 物品購入契約の締結について、関連がございますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町給食センターの8月からの運営に当たり、必要となります学校給食センター給食運搬車購入及び学校給食センター厨房備品購入の契約の締結のお願いでございます。

4月24日の指名競争入札の結果、学校給食センター給食運搬車購入につきましては、剣持自動車整備工場が落札し、請負金額914万1,120円で仮契約を締結しております。

学校給食センター厨房備品購入につきましては、総合厨房設備株式会社が落札し、2,354万4,000円で仮契約を締結しております。

この2件の物品購入契約締結のお願いでございます。

納期につきましては、平成26年8月6日までを予定しております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長（丸山和政君） お世話になります。

議案第3号 学校給食センター給食運搬車購入につきまして、2学期からの各幼稚園、小学校及び中学校への給食の運搬に必要な車の購入でございます。

参考図をごらんください。

給食用コンテナが4台収納できる2トン車でございます。1台は、背面がシャッターとなっており、プラットホームへ直接搬入できるタイプと、もう1台は、リフトつきでプラットホームのない施設への搬入を考慮しております。現有の2トン運搬車3台と今回購入いたします2台、計5台で2学期からの給食の配送を計画しております。

続きまして、議案第4号の学校給食センター厨房備品の購入でございます。

給食センター厨房備品購入リストをごらんください。

学校クラス用では、配送や配膳に必要となります各種食器かご及び角型二重食缶などがございます。厨房機器附属品としまして、スライサー用各種プレート、釜関係備品、調味料計量関係備品、温度・検査関係備品、その他厨房備品及び掃除関連備品でございます。

現在、各調理場で使用しております厨房関係備品も使用できるものは持ち寄り、活用いたしますが、設備・機器の更新に伴い、新たに必要となります備品でございます。

納期につきましては、先ほど町長が説明したとおり、平成26年8月6日を予定しております。夏休み中にそれぞれの備品の洗浄、取り扱いの熟知を行い、2学期からの給食の調理及び配送を計画しております。

以上、2件の備品購入の契約についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。5月1日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。議員派遣の件及び平成25年請願6号取下げの件を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、直ちに審議

することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件及び平成25年請願6号取下げの件をそれぞれ日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2とし、直ちに審議することに決定いたしました。

---

#### ◎議員派遣の件

○議長(橋爪英夫君) 追加日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

5月14日実施の新議員研修会及び5月27日から28日まで開催の全国町村議会議長・副議長研修会については、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

---

#### ◎平成25年請願6号取下げの件

○議長(橋爪英夫君) 追加日程第2、平成25年請願6号取下げの件を議題といたします。

平成25年請願6号については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、平成25年請願 6 号の取下げは、取り下げ許可することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議員各位にお願いを申し上げます。

本臨時会に提案されました議案については、時間を有効的に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。

なお、次の本会議は 5 月 2 日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前 1 0 時 5 6 分)



## 平成26年東吾妻町議会第2回臨時会

### 議 事 日 程（第2号）

平成26年5月2日（金）午前10時開議

- 第 1 議案第 1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）  
第 2 議案第 2号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定について  
第 3 議案第 3号 物品購入契約の締結について（学校給食センター給食運搬車購入）  
第 4 議案第 4号 物品購入契約の締結について（学校給食センター厨房備品購入）

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（14名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 橋 爪 英 夫 君 | 2番  | 重 野 能 之 君 |
| 3番  | 佐 藤 聡 一 君 | 4番  | 根 津 光 儀 君 |
| 5番  | 樹 下 啓 示 君 | 6番  | 山 田 信 行 君 |
| 7番  | 水 出 英 治 君 | 8番  | 茂 木 恒 二 君 |
| 9番  | 金 澤 敏 君   | 10番 | 青 柳 はるみ 君 |
| 11番 | 須 崎 幸 一 君 | 12番 | 浦 野 政 衛 君 |
| 13番 | 一 場 明 夫 君 | 14番 | 菅 谷 光 重 君 |

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |           |                  |           |
|---------|-----------|------------------|-----------|
| 町 長     | 中 澤 恒 喜 君 | 副 町 長            | 渡 辺 三 司 君 |
| 教 育 長   | 高 橋 啓 一 君 | 総 務 課 長          | 角 田 輝 明 君 |
| 企 画 課 長 | 佐 藤 喜知雄 君 | 保健福祉課長           | 加 辺 光 一 君 |
| 町 民 課 長 | 本 多 利 信 君 | 税務会計課長<br>兼会計管理者 | 松 井 秀 之 君 |

|         |           |         |     |     |
|---------|-----------|---------|-----|-----|
| 産 業 課 長 | 荒 木 博 之 君 | 建 設 課 長 | 加 辺 | 茂 君 |
| 上下水道課長  | 土 屋 利 夫 君 | 事 業 課 長 | 轟   | 馨 君 |
| 教 育 課 長 | 丸 山 和 政 君 |         |     |     |

**職務のため出席した者**

|        |         |               |     |   |
|--------|---------|---------------|-----|---|
| 議会事務局長 | 田 中 康 夫 | 議 会 事 務 局 補 佐 | 水 出 | 悟 |
|--------|---------|---------------|-----|---|

---

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。本日はお世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

---

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る4月30日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） おはようございます。質問をさせていただきます。

1点は、2ページのふれあい公園の指定管理料債務負担行為、これが議決事項として載っていますけれども、建設課のほうで資料をいただいたら、指定管理者が提案した額そのものが債務負担行為として5,940万円、4年分ですか、ここに載せているようだけれども、指定管理者として町が指定しようとしている会社1社のみの提案のものをそのままということになると、全く競争の原理が働かない金額がここに計上されてきているような気がするんですけれども、町長、それで間違いはないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のご発言でおおむねよろしいかと思えます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） おおむねということは違うところがあるということですか。

○町長（中澤恒喜君） 表現のあらわし方ですが、細部にわたってのお話ということでございますけれども、おおむねそのような方向だと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） おおむねとかという言葉じゃないんですね。資料いただいているんですけれども、全部で提案額が3億4,000万円何がし、指定管理料5,940万円、はっきりここに書いてありますけれども、おおむねというんじゃないくて、そのものじゃないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金額的にはそのものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、これは公募によらないで町長が指定しようとしているようですけれども、基本的にはそこ1社のみの提案のものが、ある意味そのまま町として受け入れて、指定管理料もそれをお支払いするという予定で組んでいるという予算で間違いないでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは現在の状況を踏まえた限度額でございますので、これがぴったりに支払いになるというものではございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。競合がなくて限度額ということでこれを設定しているんだということはわかりました。それは私も理解できます。これについてはそれで結構です。私としては、やはり公募でなくて、競合がない形での提案そのものがここに数字で上がってくるということについてはちょっと理解しがたいものがありますので、それだけは申し上げておきます。

それともう1点——2点ぐらいありますかね。4ページ、町事業としてこういう豪雪被害の方に対する対応をされるということなんですけれども、これを実施することそのものは私も全く否定するものもありませんし、当然しっかりそういうものをサポートするべきだというふうに思いますけれども、原課に行ってちょっと確認しましたら、国・県は多分できているんだと思いますけれども、町がそれに足した形で9割の補助をしていくんだというような内容のものがまず最初に書いてありますけれども、5億4,000万円何がしかになるんだと思いますけれども、この町負担分、国が50、県が27、町が13%、この13%を出す根拠になるものが、条例も初めとして現在ないということですので、それをやることを決めていないと

いうことになると思いますけれども、それだと町長、少しおかしくないですかね。先にそれをやるという意思決定がなされた上で予算措置をしていくというようなのが大前提になるんだと思いますけれども、それが条例主義だと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、大変大きな被害でございますので、国・県でその対応を大変にある程度時間かけて検討されたということでございまして、非常に時間がかかってしまったということでございます。町といたしましても、国・県の方針がなかなか定まらずに困っていたところでございますけれども、このたびしっかりとその方向性が出たということでございますので、町といたしまして、これからその方針に従って、国・県の指導に従って組み立ててまいりたいと思っております。

（「聞いていること違う」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質問のあれが違うという意味ですね。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 要綱等のお話でございますけれども、それにつきましてはこれから組み立ててまいりたい、そういうことでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） その考え方でいくと、議会等は要らなくなってくるんですね。少なくとも条例が一番確実なんでしょうけれども、そういう中で国と県とあわせてこういう事業をやりたいんだという方向が出たと。そうすると、当然国・県はそれぞれ独自の自治体ですから——国はまた別ですけども、県は同じでも県という自治体ですから県の段階でそういうものを整備する、町は当然13%のものを出すためにその根拠を整備する、これが大前提だと思いますけれども、先に予算とっておいて、後でそれを整備するというのは、要するに手順が間違っていないですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、今事務を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） じゃ、間違っているということは認めるんですね。それでよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては事業を推進するために必要なことでございますので、その期日までにはしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちゃんと町長、議論しましょうよ。私も真面目に聞いているんですよ。この事業をやって悪いなんて言っちゃいないんですよ。いいですか、もう既に手がついているんですよ、この事業は、町長——原課に行ったら。そうじゃないですか。だとしたら、今町長言っている答弁はうそですよ。もう一度ちゃんと答えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、怠りなきよう、今後しっかりと事務を進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。じゃ、ここで、どういう事業をやるという根拠となる条例、規則、それを出してください、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、ご説明申し上げましたように、今後怠りなきよう進めてまいります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 怠りなきようと言うのであれば、誰が考えても手順上はそれが先なんです。だから、それを出さなかったら、私たちがこの事業でやっていいかどうかの判断つかないじゃないですか。だから資料として出してくださいと言っているんです。大至急お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在のところ、その資料はここにお持ちしておりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） お持ちしていないということは、できているんですね。できているんですしたら出してください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） わかりました。今後その点については怠りなきよう、しっかりと事務的に作成し、また対応してまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 手順は違うけれども予算は認めておくと、そういう意味の発言に最終的になるんだと思いますけれども、そういうふうに理解すればよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、大雪被害、東吾妻町に大変大きな被害がございました。国・県としても、非常にこの事業についてしっかりと時間をかけて、その内容についてご検討いただき、また決定されたものでございまして、町といたしましても多少のおくれの部分はありますけれども、これにつきましては、やはり町民、農業関係の皆様にとしっかりと支援をするために、これからまた町部局を挙げて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今、一場議員のお話は、おこなっている部分のお話でございしますが、その点に対応が担当課としておこなった部分はありますが、これはしっかりと農業関係の皆様、生活に係る問題でございしますのでこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そういうふうには質問はしなかったんですけども、まあいいでしょう。

この間、専決した委託料の関係も同じなんですけれども、要はきちとした根拠を持たないで事業を執行している現実があるわけですよ。これが要するに行政上手順が違うと私は言っているんです。言っている意味がわかりますかね。町長、わかっていますか。そうだとすれば、それにかかわる制度、条例、規則、そういったものをきちと整備して、その後にやるというのが筋じゃないですか。誰だってそれは、豪雪があつて、その対策が早く必要だなんていうことはわかっていますよ。でも、出すのは補助金ですよ。きょう、あしたに出すわけじゃないんですよ。その制度が、手続ができないなんて話は全く違います。それは全く分けて考えるべきだと思う。少なくともそこで議会の意思が、こういうものをやっていいかというところに議会の意思が働かなかつたら、議会の存在は要らないんですよ。こういうふうに町として町長がしておいたから、あなた方、これ認めてくれやいというふうに出されるようになってしまうんですね。それが、実際に事業が行われてからの話であれば、全く後でどう

にもならないという話になるじゃないですか。私はその手順のことを言っているんです。だから、そういう認識を持たないで予算提案をすることに対しては納得できないので今質問しているんです。私の言っていることが間違っていたら、町長、反問権ありますので、きちんと反問してください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お話の点は十分理解できました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それでは、その条例、規則を出していただけますか。だって、それが手順なんでしょう。違いますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申し上げたように、早急に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ないということですから、もうこれ以上言っても仕方ないと思いますけれども、細かいことだと思って皆さんがうるさいと思って聞くのかもしれませんが、行政マンとしてそれをしていくというのは最低条件なんですよ。それがなされていないから言っているだけですよ。だから町が訴訟されるような事件が2つぐらいありましたね、そういうことが起こるんですよ。それは直接関係ありませんので、このくらいにしておきますけれども、とにかく私の言っていることの形での対応はできないと。要するに、ちゃんと基本的にそれをやるための根拠のものができていない、だけれども予算は認めろということですね。簡単に言うと、多分税を取るのに条例改正をしないでというような話につながってくるような部分になるんだと思いますので、そういうところはやっぱりしっかり押さえておくべきだと思いますので、それだけは意見として申し上げておきます。

もう一つ、4ページの補助金の町単独部分、880万円ですか、とってありますけれども、これ30平米以上でないと対象にならないということなんですけれども、町長、どういう理由で30平米というふうに規定したんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては町単独事業がございます。カーポート、車庫等の絡みでありますとか、これは農業の支援でございますので、農業としての面積、そういうものを考えた場合に、その最低面積という点で捉えた数字でございます。



○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ただの規模の原理というふうに聞こえましたが、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど申し上げましたように、町単独事業の関係もございます。補助金等が重複して支払われるということも、これはまずい問題でございますので、農業支援ということから申し上げましても、一定の広さ、耕作面積というものが指定されなければならないという状況の中で考えられて、検討されてきて設定された数字でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長、よく挨拶の中で、パイプハウスが倒壊したのは9割補助するというふうに町民の方に言っていますよね。その中で規模の小さいところは対象にならないなんていう話は全くしていないと思いますけれども、町民はパイプハウスが潰れたものに対して、農業用に使っているものという前提であれば対象になるというふうに普通考えますよ、その話を聞いていると。私が言いたいのは、例えば規模が小さいとしても、30平米未満だとしても、例えば育苗の施設として使っているとか、非常にその農家の経営にとって重要な部分を占める施設として使っている可能性は十分あるんじゃないですか。だとしたら、同じ農業用のパイプハウスが被害を受けたのであれば、当然そういうものも産業課で調査しているんでしょうから、対象にしてあげるべきじゃないんですか。そんなことを考えないんですか、町長は。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、最大限町民の皆様にご利用いただける、そういう数字で前向きに取り組んでいるものでございまして、小さいものを切り捨てるとか、そういう意味で設定しているものではございません。やはり農業支援でございますので、一定規模、また、家庭菜園、家庭的な自家用の菜園というものもございますので、そういう意味からも考えてこの面積が出てきたのでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そういうものもあるかもしれません。でも、本当に重要なウエートを占めているハウスはあるんだと思いますよ、正直言って。私の近所でもそこで苗を育てる人もいますし、場合によったら、そういう小さいところで稲の苗を一時育苗する人もいるかもしれません、私はそこまで細かいことはわかりませんが。そうすると、単なる規模

で、原理でという話ではないんだと思いますけれども、その辺のところはしっかりやっぱり考えてやらないといけないのかなと思いますけれども、産業課長にお聞きしますが、国・県・町の補助金で対象にならないものがここへ来るんですよね。町長の言う補助金がダブるということはあり得ないんですよね。そうするとあれですか、これ町単独でやるという意味は、農業者の支援ということに当然なるんだと思いますけれども、倒壊した中で、30平米未満で対象にならない施設とその状況というのは把握していますか。それと、もしそれに補助金を仮にやるとしたら、どのくらいの金額になるかというのは把握していますか、産業課で。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 今資料を開きますので、しばらくお待ちください。

パイプハウスで30平方メートル未満の全体の面積でいきますと、おおよそ2,200平方メートルでございます。撤去の自力撤去110円を掛けますと、金額的には24万円程度になります。30平方メートル未満につきましては、41農家の方が所有しております。そういった状況につきましては現地調査で数量はつかんでおります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。2,200平方メートルで、対象にしたとして24万円程度、880万円に対して24万円程度ということを見ると、そんなに大した額にはならないんだと思いますけれども、それで農業用の施設として本当に利用したものがあるのであれば、やってやったほうがいいような気がしますけれども、産業課長のほうが私よりよく知っていると思いますけれども、小さいハウスでも、対象外のハウスでも、先ほど私が言ったように重要な位置を占めるパイプハウスというのはあるんじゃないですか、ないですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） パイプハウスの規模を比較してみますと、育苗の施設で利用されているハウスがかなり多い棟数に当たるものですが、主に3間、5間、面積でいきますと48.6平米、こういった50平方メートルに満たないハウスが多数占めておりまして、相当なウエートを占めております。やはり3間、5間、こういった規模でのハウスの利用での育苗施設、そういったところの利用頻度、利用のところが多いいということの判断から、やはりこの辺のところをある程度農業用の重要な施設ということでございまして、規模としますと30平方メートルまで下げまして、それ以上の支援ということの判断をしたのも1つのことでございます。

それから、調査してみますと30平方メートル未満、この中に置いてあるようなものにつき

ましては、実際育苗で使うそういった形態が見受けられませんが、通常の一般家庭の資材置き場でありますとか物置としての利用、そういったものも受け取れました関係上、30平方メートル、これが農業者への支援という基準とさせていただいた根拠でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そうすると、産業課、農業の振興を主管としている課としては、多少にすれ、そういう小さいので、仮にそういうものがあつたとしても、そこまでは面倒見なくてもいいよというふうに今おっしゃったということで解釈すればよろしいですか。多分、わかりませんが農業者用の資材を置いてあるハウスも当然あるのかもしれませんが、それもある意味でいけば農業用の資材を置いてあるのであれば、農業に必要なものがあるんですから、あえてこれどうしてもしろとは私は言いませんけれども、そういう状況を考えると、きちっと把握して、これは農業用必要な施設だったと言うのであれば、対象にしてあげないといけないんじゃないのかなと思ってあえて言っているんですけれども、そういう必要性は産業課としてないというふうに今答えたということではよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 農業用施設につきましては、ある程度の農業規模での一定程度の形状の大きさということも勘案しながらということでございまして、決して30平方メートル未満については切り捨てるものではございません。ただ、規模的に言いますと、30平方メートル未満といいますと、間数でいきますと間口が2間半、奥行きが3間半より少し長い程度でございまして、これが30に当たるかということでございまして、規模的にはかなり小さいものと判断させていただいております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。町はそういう小さいものに出すという考え方はないようですから、それはそれで結構です。

ただ、よく考えてみると、各一般家庭のカーポートだとか、そういうものが壊れたのに見舞金が出る、いろいろな状況をやはり考えていくと、農業者の支援ということを考えれば、ここで言う対象が24万円程度ということの枠の中であれば、その中で本当の意味で必要なものがあるのであれば、そのものを対象にできることを想定することも必要なのかなと思いますけれども、その辺のところは私のこれは意見です。全く逆にそういうパイプハウスをカーポートとして利用していたら、それが潰れたら見舞金が逆に出るような形になるんでしょう

か。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 車庫、カーポートの見舞金につきましては、要綱等でお示ししますし、広報等でもお伝えしていますけれども、パイプハウスのものについては該当しません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。ちょっと余分なことを言ってしまいましたが、いずれにしても、未曾有の豪雪、これの被害ということで、農業者のパイプハウスの撤去だけでなく、その経営の立ち上がりまでも本来なら支援してほしいと思うぐらいの気持ちを私も持っていますので、そういった意味では、できる範囲のことはしてあげるべきだと思いますので、これについても先ほど言ったように、全く多分制度上のものができていないんですよね。ですから、同じようにきちっとそういうものを最初にしていただく、これが大前提になると思いますので、それがないというのは非常に議決するのに支障が出ますので、それだけ最後に意見として申し上げておきます。考え方としては今申し上げたとおりです。あと答弁は結構です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） あがつまふれあい公園指定管理料5,940万円について質問させていただきます。

26年度から29年度の4年間ということで、26年10月からですから、実質には3年半ということなんですが、先ほどの答弁の中で、この金額については指定管理者の提案額であるというふうな答弁がありました。当初言われたのが、最初の半年が1,100万円、あと年間で2,200万円ですと。トータルで7,700万円ということだったと思いますけれども、今回5,940万円ということで1,760万円ほど金額が減っているわけなんですけれども、特にふれあい公園については収益性のある施設があるというふうにあるんですが、この金額の根拠となるもの、いわゆる収益的施設の収入が幾らで管理運営等に係る支出が幾らである、そういうことを計算してこれを出さなければいけないと思うんですが、特に大きな税金を投入するわけで、町民の皆さんにしっかりした合理的な説明をしなければいけないというのが、行政も含めて、我々も含めて、それは義務だと思います。

この5,940万円の積算の根拠、先ほど言いましたように、指定管理者の提案額であるとい

う説明では、恐らく町民の皆さんはそうかいと言ってくれる方もいるかもしれませんが、合理的な説明にはほど遠いというふうに思います。ですから、指定管理者の提案があつて、それを行政側が検証して、その提案額の根拠というか合理性があるのかどうかもしてこの金額になったと思いますけれども、例えば公園の施設で修景遊具施設、健康増進施設、それから、便益施設というふうになっておりますが、健康増進施設でいいますと天狗の湯ということで、入館者数が、25年度が見込みでは7万2,000、運用後の目標数値が7万5,000というふうになっております。似たような入館者数でいうと桔梗館が大体同じぐらい、大ざっぱですけども、桔梗館については指定管理料が年間740万円、これは1つの参考数値になると思いますが、ここで質問したいのは、収入を幾らに見込んでいるのか、収益性のある施設。まずそれから伺いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 町のほうで試算した内容からお話しさせていただきたいと思いますが、24年度決算をベースに町のほうでは試算をしております。24年度決算で天狗の湯が約1,400万円の赤字決算となっております。天狗の湯と公園管理、両方含めた形になります。これをもとに想定収支計算ということで、1年間の収支を想定して計算しております。ここでいいますと、売り上げを6,050万円、管理運営費を8,050万円、年間としては2,000万円という想定積算をしております。初年度当初予算1,100万円ということで予算は計上させていただきましたが、26年度からの年度を一応2,000万円ということで町のほうでは試算をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 願わくは議員がこれを採決、賛成反対するわけですから、この5,940万円だけの額を示されて、これで判断しろというのはちょっと無理があるような気がするんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） この金額、確かにここにぼっと出ている数字で非常にわかりづらい部分があるかと思いますが、できれば担当課のほうで議案調査等をしていただければ、数字的にはわかっていただけるのかなということだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 不明な点は議案調査という制度があるので、それも一理あると思いますが、基本的には資料を見ながら、あるいは議案調査も含めて情報収集しながら判断すると

ということになると思いますが、特に今回は公募ではないということも含めて、より町民の皆さんに向かっては透明性を高めないと批判が出るというように私は考えております。

あと、資料の中で、指定管理者の候補者の選定についてということで答申が資料で出されておりますけれども、この中で評価が５段階評価Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄと……

○議長（橋爪英夫君） それは後段でやりますから。

（「今、別議案」と呼ぶ者あり）

○８番（茂木恒二君） 失礼しました。じゃ、後段でということで、わかりました。今考えていた質問は後段でやらさせていただきます。失礼いたしました。

○議長（橋爪英夫君） よろしいですか。

ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） ２番、３番、４番、５番、７番、１０番、１１番、１４番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第２号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第２、議案第２号 あがつまふれあい公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件については、去る4月30日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 選定の特例を適用し公募によらず選定、これについては、私は、活字、言葉では十分に理解をしておるところであります、このことに関連し、再度本音の説明を求めます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 選定につきましては、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づきまして、第5条第3号「町長が当該施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき候補者を特定できる」というふうな条項があります。これに基づきまして今回特定をさせていただきました。その適正な運営管理の理由につきましては、以前の議員全員協議会でも説明させていただきましたが、道の駅登録の計画があることや、ハッ場ダム関連事業として長年の間地域と協議・調整し、地域の活性化拠点として整備してきた施設であることを考慮するとともに、地域連携の優位性と地域特性を生かした管理運営が可能であると判断したことにより特定をさせていただきました。当然これにつきましては、第三者委員会である公共施設のあり方検討委員会の答申及び附帯意見も参考にして判断をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 説明を受けましたが、先ほどの説明は、私はこんなふうに受けとめます。経過であり、過程であり、本音という説明には何かほど遠いように思われますので、再度その本音の説明をお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 先ほど建設課長が申し上げましたように、やはり指定管理者、条例の中に特例がございます。それを適用してやったわけですがけれども、やはりハッ場ダム事業に伴う長年の地域とのかかわり等、また、一番地域の状況を熟知している会社が地元のほうでできたというようなことで、そこをお願いしていくのが一番その地域貢献にもつながるのではないかなというような判断もございまして、特例を使って1社に絞って、第三者委員会でも内容を、附帯意見もついていきますけれども、そういうものを踏まえながら決定してきたという経過でございます。

○14番（菅谷光重君） いいです。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） 先ほどの指定管理者の候補者の選定について、答申の中で附帯意見として「収益的な施設も有することを考えたときには、将来に渡って自立していける会社組織の採算性を確保されたい」というのが1 番目に書いてあります。それからあと、5 段階評価の中で選定委員会の評価は、S・A・B・C・Dということで真ん中のBと。Cになると指定管理者としてふさわしくないというところで、これをつなぎ合わせてみると、推測ですけども、採算性という面から見ると、当然将来の予想ですから、経営に厳しいことが予測されるというふうに私はこの文面から読んだんですけども、そういう最初に施設ありきということでスタートして、オーソドックスなやり方とすれば、道の駅をつくる場合には立地条件等も含めて、市場調査というんですか、そういうのをして、そこに進出するかどうかというふうに考えてやるのがオーソドックスなやり方と思いますが、このふれあい公園の道の駅については施設ありきからスタートしたという面があるので、もう現在ここに至っているので過去のことはあれなんですけれども、そうすると、より一層ここで求められるのは、将来にわたっての収益の確保はどのような見通しになっているのか。先ほど言いましたように、3 年半で5,940万円という税金を投入するということになりますと、3 年半で終わるわけではないので、施設というのは半永久的にあるわけですから、5 年、10年、15年という恐らく将来予測というのをしているはずなんですけれども、その辺についてのもし具体的な数字がありましたらお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 今回町のほうで試算させていただいた、先ほど説明した内容につきましては、単年のものを平成24年度決算ベースに試算をさせていただきました。

提案者からの提案、先ほど3 年、5 年というお話がありましたが、今回3 年半の指定管理ということで提案をいただいた内容につきまして説明をさせていただきます。

平成26年度、これは半年になりますが、収入合計2,821万円、支出合計3,921万円、26年度1,100万円の赤字を見込んでおります。27年度、収入合計7,000万円、支出合計8,903万円、1,903万円の赤字を見込んでおります。平成28年度、収入合計8,919万円、支出合計1 億270万円、1,651万円の赤字を見込んでおります。平成29年度、収入合計1 億36万円、支出合計1 億1,322万円、1,286万円の赤字を見込んでおります。これのトータル5,940万円、今回提案の内容であります。このように年度を重ねることに赤字額を減額していくというような形で努力されるという前提で提案をいただいております。その後も当然施設として充実、また



イベント等の充実を図っていければ、赤字額の減額にもつながるのではないかというふうには考えております。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） そうしますと、ダム湖の完成という大きなプラス面があるんですけども、それをどういうふうに見るかということもあるかもしれませんが、1,100万円、1,900万円、1,651万円、1,286万円と、これが指定管理したときの指定管理する期間の収支予測ということになると思いますが、先の話であれなんですけれども、指定管理は3年半の一応そういう契約になっているので、先ほど言いましたように施設というのは半永久的にあるので、じゃ、その次どうしますかというのは当然の議論で、じゃ、そのときに改めて議論しましょうというのでは当計画を進めていく中ではおかしい話になるので、その4年目以降、仮の話であれなんですけれども、同じような平成29年が1,286万円の赤字と。すると、平成30年に一気にゼロになるということはある得ない——あり得ないという言い方はちょっと失礼なんですけど、その間に携わる経営主体がさまざまな努力をして、いろいろな形で収支を改善していく方向に向かって努力していく、株式会社なので当然だと思いますけれども、これは万一の場合で、もし30年度以降似たような金額が、これをトレンドしていけば1,000万円ぐらいの赤字になるんですかね、特に大きな変動要素がなければ。その場合に、町としては基本的にどのような態度というか方針で臨まれるんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 今回3年半の指定管理期間ということで、基本協定のほうを仮締結させていただきました。当然その3年間全部ということではありませんが、その運営状況を当然分析しながら、次期の検討を進めなければならないと思います。

それから、ダム関連で先ほどお話がありましてとおり、ダムの建設中それから建設後についてのこの地区の観光振興等についても町のほうでは検討を進めなければならないというふうに考えておりますので、全体的なものを把握して議論させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） それからあと、今収支予測はお伺いしましたけれども、株式会社ACCが経営改善の努力をしていく中で、町としては具体的にはどのようなかわりを持っていくのか。積極的な経営に、株式会社ですから独立の法人なので、町がどこまで口出せるかというのはあるんでしょうけれども、その辺の基本的な、要するに経営改善というか、自立で

きることに向かって、町として、金額的なものは除いて経営的なものでどのようなことを現時点で考えているのか、経営支援ということで。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 指定管理者にお任せするようになれば、当然定期的なモニタリングを実施しながら改善を進めていく、それは当然町の役割というふうに考えています。

それと、先ほどもお話しさせていただきましたが、これからいろいろな事業が進捗していく中でダムの完成も当然あります。現在、このACCにつきましては、道の駅に登録された場合、この運営管理をしていくという目的で設立をされておりますが、いろいろな事業、イベント等についても、町で協力できる部分については積極的に協力をさせていただきたいと思っております。

それから、現在基本協定を結んだ段階では、町の条例をそのまま移行するという形になっております。運営に関して協議を進める中で、条例の改正等必要なものが出てくるようであれば、それについても協力をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 身の回りというか、近場でいいますと、道の駅こもち、それから川場の田園プラザですか、聞くところによると、いわゆるそういう施設の運営に関しての民間出身のスペシャリストがいるんだよと、いたんですよという話をよく聞きました。株式会社ACCのメンバーの皆さんは地元の方が中心だと。これに当たっては県のほうのコンサルタントとかもいろいろ意見を聞いたと聞きましたけれども、そういう経営のノウハウ等について、町は積極的に株式会社ACCに対して支援するというような考えは今の時点でどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 町で直接的に支援するという形をとっておりませんが、町のダム対策協議会からの支援、それから、先ほどお話にもありましたとおり、県のダム事務所の支援を受けて、産業支援機構というところから専門家の派遣を受けて指導、研修を行っています。当然町のほうとしても、できる範囲の協力はさせていただきますが、会社に対して直接的な支援はしておりません。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） わかりました。言いたいことは、金を出せばいいという話じゃなくて、

いろいろ情報も集めて、経営ノウハウ等も、人材的なそういうものの側面的な支援になるんでしょうか、そういうのも立ち上げからこういう形で行政は携わっているわけですから、税金も投入しているということで、何とかして成功させなければいけないと一番思っている方はACCの方だと思いますけれども、一緒に事業を進めてきた行政としても、やはりそういう意味では大きな責任があると思いますので、ぜひそういう面では支援をお願いしたいという言い方は変なんですけれども、すべきだと私は考えます。

それから、もう一つ、指定管理に関して、当町では温泉施設が3カ所あります。今回天狗の湯が指定管理になったと。それから、桔梗館も指定管理になりましたけれども、もう一つ、岩櫃城温泉センターは直営のままであります。ですから、温泉センターの運営というふうに考えると、その一貫性というか、整合性がとれなくなるのではないかと。なぜ岩櫃城温泉センターだけが直営なんだろうかなというふうに聞かれたときに、非常に困るものがある。直接今回のあれと関連してのあれなんですけれども、その辺の温泉施設の運営について町としての基本的な方針がありましたらお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、以前からそれぞれの議員の皆様からご意見等もいただいております。今後十分に内容を検討いたしまして、また、温泉施設以外の利用等も考えながら検討を加えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） じゃ、ここで休憩をとりたいと思います。

11時10分まで休憩をとります。

（午前11時00分）

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

---

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） それでは、ちょっと質問をさせていただきます。

指定管理制度ということで、私自身十分理解はしております。町当局も今まで吾妻荘、桔梗館、また、4月からスタートしましたいわびつ荘と、指定管理、一般公募でしてきたように思います。その中で、適正かつ基本的な競争の論理というものが十分働くということで、大変評価をしていたところでございます。

そんな中で、指定管理者選定委員会というところで答申が出ました。指定管理者選定基準ということで、先ほど課長がお話をしていただきましたけれども、条例第5条についてということで公募者を町長が特例として、選定をするに当たっては条例第4号に掲げる基準を基準として関係書類、提出書類を総合的に審査し、決められたということでありますので、それはそれで構わないかなというふうに思います。

また、地元ということで、地元の活性化、また今までいろいろの意味で地域の皆さんが努力してきたということで認めざるを得ないかなという気持ちでおりますが、そんな中で、別のところで地域活性化のための地域の動きが見られます。そんな中で、手順を踏み、決められた提出事項を指定管理ということの前例の一つなるのではないかなという、懸念といたしますか、そういうことも考えられますので、その辺を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 指定管理者制度につきましては、総務省の指導によりまして、単なる価格競争入札とは異なるものであるし、その地域の実情等も踏まえて指定管理者を選定しろということでございます。特に今回の場合には八ッ場ダム直下地域となる地域でございまして、この地域を活性化することは町の重大な課題でございますので、そのような中から地域の皆様が団結して会社組織を立ち上げたということでございまして、そのような面から地元を優先して考えるというふうな点も踏まえて選定をしたということでございます。

今後も、そのような各地域でのそういった組織等ができ、そしてまた活性化に有益なものができてということになれば、当然一つの先例ということになると思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 大変前向きな発言でいいかなというふうに思っています。

適正基準に該当する指定という文書を提出されたときに、今後そういうことがあり得るものを認めるということで理解をしたいと思いますが、よろしいですか。

（「もう一度質問」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） じゃ、山田議員、カウントしませんので、もう1回。

○6番（山田信行君） 今、町長のお話の中で、各地域もそういうことで地元の活性化ということを図るという意味で指定管理を受ける場合一般公募をしないで、町長がこういう形できちっとした書類を出していけばいいということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の場合には町の施設を指定管理するというのが大前提の話でございまして、そのような条件がそろった場合には当然先例となるというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 理解しました。

次に、履歴事項全部証明書という、株式会社A C Cとありますけれども、住所は三島6991の1というところが地番というようにこの文書にはありますけれども、ここにはどうも建物がないように見受けられますし、また、登記もされているのか、また、電話番号、今ですからファクス等いろいろあるかと思えますけれども、その辺がちょっと見受けられないのでご質問をしたいと思えますが。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 事務所の位置につきましては、確かに建物等現在ない状況にあります。この会社につきましては3月に設立されたということで、3月の時点で事務所等の配置の手当てを進めたようではありますが、納入業者等の都合により、建物につきましては5月20日に、プレハブであります但現地に設置するというふうに伺っております。立ち上げたばかりで、そういう部分についておくれがある部分もありますが、役員一同、運営管理に関しての熱意と誠実さは十分あるというふうに町では判断しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） わかりました。急ぎということでこんな形になったのかなというふうに思いますが、ちょっと不自然さがあるので、この辺がどうかというふうに思いました。

また、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、ここに添付されている書類、株式会社の株100株とありますけれども、資本金500万円、取締役7名がおられますけれども、今の会社設立に関しましては1円から会社ができるということでもありますけれども、それに関係してモラルの問題、倫理等、今いろいろ問題になっている点があるかとは思いますが。利益誘導とか、そういうもののモラルでありますけれども、現在株主以外に、登記される以外

に、発起人の中の金額が500万円で、100株で7名という割り算をしたときにちょっと不自然なので、その辺はどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 登記証明書には、発行株数100株ということで資本金500万円が記載されております。提案書に添付された発起人に関する事項の中では、10名の方がそれぞれ10株ずつ所有ということであります。氏名については伏せさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） よくこういうケースがあるかと思いますが、登記されるされない等ありますけれども、今10名ということなんですけれども、名前を言えないというのはどういうことなのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 正式に確認はしておりませんが、個人情報等に当たる可能性もあるので吟味させていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） お名前を言えないということで、ちょっと変かなというように思いますけれども、普通、会社設立のときにいろいろな方がこういう会社をつくろうじゃないかということで会社を設立するわけですが、その中でいわゆる発起人と称するグループが会社を立ち上げると。その中で登記をされるという、取締役を含めて監査役まで登記をされるわけですが、それ以外にいるかどうかということをやっと確認したんですが、どうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） こちらは会社の定款ということで届け出がありますが、その中には発起人として10名の方の名前が掲載されております。個人の氏名については確認はしておりませんが、個人情報に当たる可能性もあるのではないかとということで、名前は伏せさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 個人情報、十分わかるんですが、指定管理ということで町は把握をしているということですか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 定款が提出されておりますので、それは確認しております。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） そうすると、その10名の方の出資と株の持ち数ですか、お名前等はきちっと把握しているということですね。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） それもこちらに記載されておりますので、把握しております。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） その人たちが誰かはわかりませんが、個人情報法ということで発表できないということはそれで結構ですけれども、問題視しているのが、どういう方かという問題もあろうかと思うんですね。それを言えないなら言えないで結構ですけれども、町当局がしっかり把握をしておれば構いませんけれども、いろいろ今問題視されている利益誘導とか、そういう形があれば困るかなということで質問をしました。その辺は大丈夫ですか。例えば役場職員とかかかわっていないだろうと。そういうものはないですか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 役場職員についてはこちらにはありません。定款が提出されておりますので、その名簿については町では把握しております。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） わかりました。だんだん時がたてばどういう10名なのかわかるような気はしますし、私自身、地域の皆さんで一生懸命やっていただけるということで支援をしたいと思いますが、その辺の規則的なものはきちっと発表されてもいいんじゃないかなという気がしておりますので、質問させていただきました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 非常に大事なことなので、幾つか質問をさせていただきます。

というのは、指定管理制度の要するに大原則を今回逸脱するやり方になります。第2条で公募する、これが規定されています。選定に当たっての条例がありますけれども、町長はこれを承知の上で、今回公募しないで特定業者にしたということで解釈したのでよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、選定についての条文等もありますし、特例もあ

るということは理解をしております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 第2条の公募というのは承知しているけれどもということで多分答えたと思いますので、そうに理解をします、それでよろしいでしょうかね。

これ、当初町は公募することを大前提にしていたと思いますけれども、それを途中で変えた理由、先ほどどなたか、課長ですか、ちょっと言ったと思いますけれども、それをもう一度町長の口からお願いできますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 下流地域の検討委員会で、平成24年に行われた中で、地元の皆さんのお力をいただいてこれを運営していただけないかというふうな投げかけをしておったわけでございますけれども、それがなかなか回答を得られずに時間が過ぎてしまったということでございます。そのような中で公募というものが出てきたのでございますけれども、その後、地元の皆さんが組織をつくってこの運営を行いたいという意向がございまして、やはりダム直下地域の活性化に係る地元の皆様の意向でございますので、これを重要視したということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 先ほどの説明と大分違いますけれども、要するに地域の活性化のために町長はそこを指定したというふうに今おっしゃったんですけれども、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当然そういうことも私の中にはございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そうすると、第5条3項の要件、これ施設の適正な管理を確保するためというのが大前提なんですね。特に必要と認めたときなんですけれども、地域の活性化をするための会社をこれに当てはめるというのは、どう考えてみても、この規定の「適正な管理を確保するため」には当たらないと思いますけれども、町長の拡大解釈になりませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては当然そういうものは考えておるわけございまして、その上に地域の特性というものがございしますので、その点は皆様、各地域から選出をさ



れています議員の方でございますので、その点は十分ご理解できるかと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 5条3項の施設の適正な管理を確保するためという条件から外れているのではないですかと聞いているんですけども、外れていますよね、間違いなく。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうお話ではないんですよ。その上さらに地域の特性を考えるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いや、規定にそうになっているので、それから外れているんじゃないですかと言っているんですよ。私が解釈しているんじゃないですよ。これが目的なんですよ。指定管理というのは、その施設を預けるのにいかに適切に管理するかというのが大前提なんですよ。言っている意味がわからないですかね。だからそういう特例が認められることがあるんですよと書いてあるんですよ。それには当てはまらないんだと思いますよ。地域で会社をつくったから、そこに任せるというのは違いますよね。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう意味で言っているんじゃないんですよ。だから、これは違うんですよ。その上に地域の人がやれば、より適切な管理ができるということなんですよ。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 該当するという解釈ですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それは以前からお話ししているように、そういうお話は、やはり我々というのは、議会の皆様もそうですけれども、町づくりのために一生懸命皆さんで取り組んでいかなきゃならないので、そこら辺のところを考えれば、各地域の特性というものを生かしていかなきゃならない。それは常に基本的なものでございますので、それは当然いつも皆さんも私も思っていることでございますので、規定にかかわるもの、それに必ずそういうものは常に頭に入れておかなければならないというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私はこの会社がだめだと否定しているわけじゃないんですよ。このやり方が適正かどうかというのを確認しているんですよ。これで確認できなかったら、私たちはどういう判断をして議決すればいいんですか。町長の思惑だけでそんなことを言っても

らったって、それはだめですよ。要するにルールに沿ってやっていますかという確認をとっているわけですよ。それにちゃんと答えていただかないと。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 適正な手続でやっておりますので、その点はよろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。じゃ、これを多分もとに検討したんだと思いますが、私が見る限り特別特徴的なものを書いてあるとは思わないんですけれども、町長、どこがもとにそれがいいって、じゃ、判断したんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今ご質問の中にありましたこれというのはどれ……、これですか。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 指定管理者事業計画書をもとに判断したはずなんです。ですから、その中のどこが、町長がよしとして判断した内容なんですかって聞いたんですよ。

○町長（中澤恒喜君） 建設課長に答えさせます。

（「いいです、答えは」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。町長が答えられないであればそれで結構です。

要するに、事業計画書のどこでいいかというのも、少なくとも考えの中で把握していないということに理解しておきます。それで結構です。

この条例がありますよね。それは公募を前提にしていますよね。町長、これは間違いないですから、そうすると実質的には公平公正に業者を選定すべき、通常で言う例えば建築工事とか備品購入する場合の入札制度に当たるようなものに準じるものだと思いますけれども、そういう解釈でよろしいでしょうか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、2条で公募ということでございますけれども、5条で候補者選定の特例ということで記載を決めております。そのような中で適正な管理を確保する、今、一場議員が何回もおっしゃった言葉でございます。そのために特に必要と認めたということでございますので、よろしく願いいたします。

○13番（一場明夫君） 時間の制約があるので、余り余計なことをおっしゃられても……、

通常の入札制度にかわるようなものがここで行われる、要するにそれに準じるものなんですよねと聞いたんです、違いますかと聞いたんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどもお答えしましたように、条例にのっとった形で全て行っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 公平公正に業者を選定するために、通常であれば入札をやりますけれども、その制度にかわるべきものですか、そうじゃないんですか、どちらでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 条例にのっとって行っておりますので、その点は十分ご理解だと思います。

○13番（一場明夫君） 質問に答える義務がある。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申しあげましたように総務省の指導によりまして、指定管理者は単なる価格競争による入札とは異なるものだというふうな指導も受けております。やはり地域の特性とか、そういうものを勘案した上で行うべきだということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何で答えられないのかわからないんですけれども、要するに公平公正で選定するんですよ。それって俗に言う、制度は違うかもしれませんが、自治法に規定されているかもしれませんが、入札の制度の適用がうまくできないから、こういうもので公平公正に選定しますよということで間違いはないだと思いますけれども、違うんですかね。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのような形で進めているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。多分そうですね。そうすると、この大前提の2条の条例で公募しないというのは、競争の原理が全く働かない、そういう結果になってしまいませんか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、総務省の指導によりまして、指定管理者制度というものが単なる価格競争による入札とは異なるものだ、地域の特性を生かして行っていくべきだということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 今回のケースで競争の原理が働きますか、働きませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総務省の指導によります形で、これにつきましては、やはり地域の特性を生かすということから今回のような選定でございますので、よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 総務省の指導によりまして、指定管理者制度というものは単なる価格競争でなくて、入札ではなくて、地域の特性を生かした形で行いなさいということでございますので、その点につきましてはよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 回答なしということにしておきましょう。働くわけないんですよ。あり得ないんですよ。それで、町長が言っている答弁は全く違いますよ。総務省の指導じゃないんですよ。そういう自治法の規定があって、総務省の指導も多少あるかもしれない。それに基づいて町が条例をつくって、町独自のものとしてやっているんですよ。その中に町長が守らなければならない事項として、2条に公募するって書いてあるんですよ。これで公募していなかったら、私が言っているようにあれじゃないですか、競争の原理なんか働くわけじゃないじゃないですか。でも、回答なしということで、それは理解しておきます。こんな簡単なことも答えられないのでは困るんですけども。

企業の一部役員の中でも、何か公募したほうがすっきりしていいということを言っている方がいるという話も聞いているんですけども、企業のほうからそういうのでちゃんと公募しませんかという話は提案になかったですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点は聞いておりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。適正管理というのは、町の負担が最小限でももちろんあるというのが大前提だと思いますけれども、要するにこういう形で公募しないで、先ほど

も予算にも反対しましたがけれども、そこの提案者が言った数字が全て指定管理料でというような形をそのまま認めていくというのであれば、やっぱり本来違うんだと思うんですね。そのために2条という大前提があるんですから、そういうふうにと考えると、その総額の5,940万円、やはり適正という判断ができないですね。だって、そうでしょう。公募しても1社、2社なり来れば、うちは5,940万円が3,000万円のできるよというのがあるかもしれないじゃないですか。していないから、そういうことを言われるんですよ。そういうふうにとられませんか。町長、その辺について、本当にこれで適正だという判断はどうですかね、競争がなくてどうやってやるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 先ほどの予算の中で5,940万円、これは限度額です。ただ、その中で、確かに今、一場議員の言っているように競争の原理は働いておりませんけれども、こういう指定管理等については、競争ではなく、先ほどから町長が言っていますように、競争に適さないというような判断もございまして、あくまでもそれは限度額であって、あと附帯意見もありますように、その会社で今後努力して、この表現を見ると、その限度額をなるべく減らしなさいという捉え方をしているわけですがけれども、競争の原理が働かないで、確かに言うようにやっていますけれども、そぐわないというような解釈もありまして、あとは条例に基づいて町長が特に認めるものという部分もありますので、その条例にのっとって進めているということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 副町長が競争の原理が働かなかったということは認めていただいたので、ある意味、その答弁を町長がしていただかなかった部分をしていただきました。ありがとうございます。

ただ、先ほどから言っているように、特例の条項は今言ったものには該当しないでしょう。だとしたら、要するに公募が大前提になるんだから、それをしなかったらおかしいんじゃないんですか。そうすれば競争の原理も働くし、みんながすっきりして気持ちよく委託できるんじゃないんですか。この間言ったように、それが要するにそこでも受け取れないような、そこで受けられないような会社だとしたら、それはやはり運営上無理があるということですから、その中で勝ち残って、きちっといい提案ができるというのはやっぱり大前提だと思いますけれども、それはそういうふうな解釈はできないでしょうか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどから申し上げているとおりでございます。

（「先ほどとちょっと質問が違うんですけども」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。町長は、私の質問には答えたくないみたいですから、それはそれで結構ですけども、答える義務があるんですから、これからまだ聞きますよ、いっぱい。いいですか。なぜ聞くかという、これが適正かどうか判断するために大事なことから聞いているんですよ。町長の思惑だけで物事が進むわけじゃないんです、先ほどから言っているように。

町長は、ちょっとこれ長い言葉なんですけれども、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、すなわち俗に言う談合防止法があるというのを知っていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 知っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、今回の選定作業が仮に先ほど言ったように公平にあるための入札に準じるものであるとするならば、いいですか、少なくともこの法律の2条の5項第2号にこういう規定があるんですよ。契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名すること、その他特定の者を契約の相手方となるべきものとして希望する旨の意向をあらかじめ教示し、または示唆することを禁止している条文があります。この条文の内容に該当するようなケースじゃないんですか、今回。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それには当たらないと思いますけれども、これにつきましては指定管理者の選定委員会等のご審議をいただいて答申をいただいておりますのでございまして、その論法はちょっと無理があるんじゃないかと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 頭だけ、ちゃんとおっしゃってください、頭だけちゃんと教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうことです。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私も正直言って法律の専門家じゃないので、この辺該当するかというの、どうかというのはわからない部分があるんですよ。ただ、明らかに指定管理の選定については条例でやるということがありますし、ただ、それに準ずるものでこういう形でやるのに対して、入札等をやる時はこういうことだよということが書いてあるとなると、要するにこういうものを自治体のやり方として配慮してやらなくちゃいけないということは当然あるんだと思いますけれども、本当にこれに該当するような行為じゃないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 該当いたしません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。自信を持っていただいたので、多分大丈夫だと思いますので。

もう何点かお願いします。

先ほど会社がどこにあるかというのがちょっとよくわからなかったもので、私も聞こうかと思ったんですけども聞いたので、要するに会社の建物もない、電話もない、ファクスもない、こういう現状が今のこの会社の現実なんだろうと思うんですが、いいですか、そうですね。団体概要書、この中に従業員が25名いることになっています。本当にこれ、25人従業員が今いらっしゃるんですね。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） これにつきましては提案書となっておりますので、現在25名いるという確約は確認しておりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 主な業務内容がここに書いてありますけれども、これを現在やっているというふうに理解すればよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 一応これは提案書ですので、会社としての提案ということで捉えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） おかしいですね。これをもとに皆さん判断しているんでしょう——選定するのに。ここの中に採用予定なんて書いてないですよ。現在これ、いるって書いてあるんですよ、今こういうことをやっているって書いてあるんですよ。これをもとに皆さんが適

正だと判断をしているんですよ。もしこれが本当にいないんだと言ったら、これは偽りの書類ですよ。それをもとに検討委員会で判断したら、それは大きな間違いだと思いますけれども、町長、そういうふうになりませんか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 当然この提案書に基づいて指定管理を実行していただくということで、町ではこの提案書をもとにヒアリング等を進めて確認はさせていただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ということはあれですか、団体の方が不適正な資料、うその資料を出して、それを議会にこれがその写しとして提案されたというふうに理解したのでよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 不適切とは捉えておりません。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 提案書については不適切とは捉えておりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。じゃ、私確認します。現在従業員数が25名で、こういう事業をやっているということを私が確認すればいいんですね。なかったら不適切な資料じゃないということで理解すればよろしいですね。そういうふうにさせていただきます。

それで、先ほど出資者の話がありましたけれども、私、議案調査でちょっと調べてみました。10名の方が出資していて、7名の方はこの取締役になったりしていますのでありますけれども、そのほか3名の方、この名前、資料としてもらったものを持っています。議員の方が2人います。多分7名の取締役が、10名のうち7名が取締役になって、3名が顧問になって、ここにこちらの書類で書いてありますので、さっきの書類ですね。要するに、残った3名の方が顧問になっているんだと思うんですね、普通だと多分、この書き方でいくと。それで間違いないですか、課長。

○建設課長（加辺 茂君） 記載されてあるとおりだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 余り言うのがいいのかどうかってよくわかりませんが、大切な問題



なのでよく確認をしておきたいんです。先ほど山田議員もおっしゃったように、誤解を生じることがあってはいけませんので、そういうことはきちきちとやるべきだと思います。あえて確認しているんですけれども、私が一番心配しているのは、この会社の資産内容だとか経営実態というのが全くわからないんですよ。多分できたばかりでほとんどないんだと思うんですけれども、でも、保証金の980万円は町に納めてくれてあるんですよ。そういうことを考えると、町長、町のほうとして、どの程度この会社の経営実態、資産状態というのをつかんで、それをもとに判断をしているかということが全くわからないんですよ。私は民間で会社経営に携わっていた経験がありますので、物すごく今回のこのケースの会社については疑問が残るんですよ。簡単に言えば準備不足で、かなり無理があったんだと思いますけれども、そういうことを考えると、それをどの程度把握しているか、町長は多分わからないですね。建設課長はわかると思いますので教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 先ほども申し上げたとおり、この会社につきましてはことしの3月設立された会社であります。実績についてはほとんどない状況であります。実績がないだけに、これからの運営に対しての熱意と誠実さ、それから、先ほどもお話し申し上げましたが、県ダムの支援を受けて産業支援機構からの指導や研修に積極的に取り組んでいる状況は確かであります。今後も、そういう形で役員それぞれ一丸になってこの運営に取り組んでいくというふうなことで、町では確認させていただきました。よろしくお願いします。

（「決算内容や経営実態を教えてください。把握してない……」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） まだ決算については、会社が設立されたということで出ておりません。決算については、会計年度は……、ちょっとあれですけれども、決算年度は3月1日から2月末ということで、決算についてはまだありません。

会社の実態については、先ほど申し上げたとおり、運営管理に関する研修会やそういう指導を受けながら、現在運営に関してのノウハウに取り組んでいるところというふうに把握しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 運転資金を含めて、果たして経営ができる状態なのかどうかを確認したいんですよ。そういう会社でなければお任せできない。これはシビアな考え方で、言い

方は悪いかもしれませんが、これ大前提ですよ。会社がそれだけのものができる資金力を持っているかどうか、それも全く把握しないで、あれですか、ここがいいと決めたんですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 確かに会計年度が3月から2月ということで実績はございません。実績はございませんけれども、実績がないからということで町は省くのではなくて、先ほどから申していますように、その熱意、地元での地の利等々を総合的に判断して、この会社でできるだろう。また、この会社に頑張っていただきたい、町でもそれに対して支援をしたいということでやっていますので、その辺を総合的に判断して決めたということです。

○議長（橋爪英夫君） じゃ、ここで休憩をとります。

時計で午後1時から再開をいたします。

（午後 零時00分）

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう少し時間があると思いますのでお願いします。

先ほどの確認になりますけれども、私、これがわからないと、これが適当かどうかという判断ができないので、もう一度確認しますけれども、要するにこの会社の資産だとか経営実態というのが全くわからないんですよ。この団体概要書を見る限りで25人の職員が現在の仮に本当にいるとすれば、これは多分指定管理を受けるまでにこの会社が経営不能になってしまう気もしますので、これは確認してみないとわかりませんが、この書類が事実であればそういうことになるんだと思いますけれども、本当に町長のほうでその経営実態とか資産内容とかというのは全く把握していないんですか。それでよく判断ができたかなと思うんですけれども、その判断ができた根拠を教えてくださいませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては先ほど申し上げておりますように、指定管理者選定委員会等の答申を踏まえ、また、八ッ場ダム直下地域という地域振興・活性化等も踏まえ、また、総務省等の指導も受ける中で総合的に判断をして、このACC、地元の住民の皆様が本当に熱意を持って取り組んでくれるということでございますので、判断をしたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そういうものはある意味度外視して、そういう熱意を酌み取ってやったという考え方を示したんだと思いますけれども、私は、議員としては、基本的には感情論というのはこっちに全く置いてこの会場には臨んでいますので、いかにちゃんと法令にのっとっているか、それが適正かというものを基準に指摘している部分がありますので、ちょっと意見が合わないんだと思いますけれども、町長は少なくとも過去に会社経営をした経験があると思いますけれども、そういう意味でいくと、よくわかるなと思いますけれども、この状態の中の会社の実態を今見ると、ほとんど資産的なものはないようにも感じますし、そんな中で、これから順調に経営が立ち上がっていくとお思いですか。指定管理料を先に町がくれるということはありませんよね。そうすると、資金をかなり確保するという前提が要なんだと思いますけれども、その辺についての見解はいかがですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては運営をお任せするというところでございますので、また地元の地域の皆さんと、本当にやる気ある熱意ある人たちの集まりでございますので、その点につきましては、私たちは安心をしているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 指定管理に任せてしまえばという話にも聞こえますけれども、時間の都合もありますので次に行きますが、選定委員会の評価、これ先ほど茂木議員もおっしゃったように、ライン的には最低限のラインになるんだと思いますが、B評価。附帯意見として、会社の自立と採算性を不安視するような記述がここにありますよね。多分私も全く同じことを感じていますけれども、少なくとも、S評価とか言わなくともA評価がとれるような提案内容、これは最低欲しかったかなという部分も正直言っています。会社の本店の施設もなくて、町としてその実態もよく把握できていない。それに加えて、多分これを見ている限り相当準備不足な部分がある。これでは、やっぱりよしとする判断にならないんじゃないんで

すかね。町長に聞いても多分同じ答えするでしょうから、選定委員会でそういうようなものは不安として出ませんでしたか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 選定委員会の事務局は企画にありましたので、私のほうから説明させていただきます。

当然そういった不安というのではないわけではございません。ですから、附帯意見としてそこに載せていただいた、そういったことでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですね。真面目に選定すれば当然その不安があるんですよ。

町長はないんだと思いますけれども、やっぱりそれを考えて物事を判断しないと受けたところが後で苦勞する、そうなったのでは困るからあえて言っている話なんで、それだけのご理解ください。

次に行きます。基本協定書の中で、指定管理料を含む収支において余剰金が発生した場合の納付金額の算出と納入方法、これが規定されています。協定にこれが明記されてなくて、町長と会社の協議で決めることになっている、これはおかしくないですか、町長。協定書の4ページです。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） こちらにつきましては、3年半指定管理期間の基本協定書になります。これに基づいて年度協定を締結させていただきます。それによって、この成功報酬の内容については明記するということになると思っています。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 基本の協定なんですよ。その中に余剰金ができたら、過去の例でいくと2分の1とかって分けていたと思いますけれども、それすらも決まってないなんていうことはあり得ないでしょう。こんな協定はだめですよ。本当にこれでいいんですか、課長。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 年度協定の中で明確にしていきたいということで、基本協定には協議という形で締結をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 要するに、町長の裁量でできるということがここに書いてあるのと同じですね。それはやはりおかしくないかなと思います。これはまずいですよ、やっぱり。

じゃ、最後に、時間がないようですので、もう一つだけ申し上げますけれども、私が言うのはおかしいのかもしれませんが。町民から変な疑惑を持たれない形で公平公正に業者選定をするためには、私は原則どおりに公募することが、町にとって、またその企業にとっても絶対一番いい方法だと思っているんですよ。だからあえてこんなことを言っているんです。また、そうすることが、町としても最も適切なやり方だと思うし、先ほど話したように、企業内部でもそうした意見があるのであれば、なおさらだと思いますよ。まだ施設が正式には10月からとなるんですか、稼働するのに時間が当然ありますので、これからでも公募して選定する方法をとることは可能なんだと思うんですよ。だとしたら、町民の理解がしっかりできて、町民にきちっと説明できるような形で、また、その企業の名誉のためにもよいと思いますので、町長としてこれ再検討してみませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員の個人的なご意見ということでございますけれども、これにつきましては、今決めておるとおりに進めてまいるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 原則論でいくと、公募するのが正しいやり方なんですね。

もう一つだけ聞きます。過去に公募によらないで指定管理で委託した例は、町長、承知していますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当町については初めての例でございますけれども、全国的に見れば5割ぐらいはこの方法をとっておるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 全国の例は関係ないんですよ。この町にとってちゃんと条例どおりにやるか、これが大前提だと思います。これが多分最後だと思いますので答弁は結構ですけども、やはりきちっとその辺をしていかないと、説明責任が果たせないような状況になるんでは困りますから、そうすると執行部に対する不安が当然また募ってくるという話になってしまいますので、これだけはやはりそれをつかさどる長として責任を持って真剣に考えるべきだと思います。

以上申し上げて私の質問を終わります。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、10 番、11 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第 3 号及び議案第 4 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第 3、議案第 3 号 物品購入契約の締結について（学校給食センター給食運搬車購入）及び日程第 4、議案第 4 号 物品購入契約の締結について（学校給食センター厨房備品購入）を一括議題といたします。

本 2 件については、去る 4 月 30 日、議案調査としてありますので、ここで質疑を行います。

9 番、金澤敏議員。

○9 番（金澤 敏君） 議案調査すべきことだったのかもしれませんが、身内に不幸がありましたもので、ちょっと議案調査ができませんでした。それでも特に私としては重要だと思いますので、ここで質問させていただきます。

まず、この給食運搬車の件なんですけれども、私ども行っています中学校統合等対策特別委員会資料としてもらった、平成 25 年 2 月 2 日にもらっている⑨という資料があるんですけども、そこに書かれている内容としては、備品購入費には給食運搬車両 430 万円を含むというような内容があります。表のほうは 480 万円として配送車分、これは消費税とかいろいろなものが入ってそういうことなんだと思いますけれども、これを見る限り、この間の説明

では2台ということでありましたけれども、この時点では1台だったわけですね。1台だと思います、この430万円という金額を見れば。じゃ、いつから2台になったのか、その説明をこの議会の中で行ったのか、その辺のことをちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 物品購入のこの給食運搬車2台の件でございますが、ちょっと資料がないのでわからない部分もございますが、基本的には配送計画を進めていく上において、平成25年1月には一応配送計画では全体として5台で行っていくというようなことでありますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） でも、25年1月の配送計画、私も資料として今持っていますけれども、2月8日に出ている資料では備品購入費として給食運搬車両430万円を含むという記述があるわけで、これを説明されて私どもは委員会として認識してあったのかなと思います。ああ1台購入するんだ、それは配送計画見るとあるから。でも、4台は確保してあるのではないかというような認識があったんですけれども、その認識は間違っていたと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 間違っているとか間違っていないとかでなくて、基本的に給食センターから各学校へ運搬いたしますにつきましては5台必要で、2台の購入をお願いしたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ですから、私が言いたいのは、私どもの特別委員会のほうの説明では、資料をもらっている中では1台購入ということが示されてあったのに、いつの間にか2台になっていた。これはどういうことでそうなったんですか、その説明をしてくださいと今聞いているんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 先ほども申し上げましたように、給食センターに統合いたしまして各学校に配送するという部分につきましては、5台必要というような状況でございます。それに伴いまして、2台購入しませんと、今の部分ですと共同調理場ですと軽の自動車等がありますが、それらの部分で運ぶということには、車も古く小さいですから、新たに5地区に運搬するという部分については5台必要でありますので、2台購入をしていただきな

がら、5台で配送したいということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ですから、5台必要なんだということは、配送計画を見れば5台の、書いてあるんですけども、でも、その後出た資料の2月8日付では1台を含むという購入のことで書いてあるわけですね。ということは、4台は確保してあったと。5台が必要だから5台が必要だからって、そういうあれはおかしいんじゃないですか。どうしてここで2台に変わったのかということがあるわけでしょう、理由が。1台はだめだったとか、そういうことを答えてくださいと言っているんですけども。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） くだいようでございますが5台必要というようなことで、どういう内容で1台が2台になったかという部分までは、ちょっと細かい部分について今の段階では把握してございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 2台必要なその予算のことを今やっているんですから、契約する、それが一番重要なことなのに、資料を持ち合わせてないからとかわからないからとかいう、そういう答えてすごい無責任な答えなんじゃないかなと思うんですけども、私にはちょっと今の教育長の答えは理解に苦しむんですけども、じゃ、ちょっと話を別の方向から考えてみたいと思いますけれども、これコンテナが4つ入ることになっています。このコンテナに、大体1つのコンテナに何食ぐらい、何人分ぐらい入るという計算で行っているのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） コンテナ1台の収納の食数ですけども、ちょっと申しわけありません、資料を持ち合わせてございませんが、原町小学校でコンテナ4台で計画をしております。単純に計算しますと、1台当たり80食程度は入るものと思われます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） じゃ、25年1月18日の資料、10番ですね。それで見ますと、原町小学校はコンテナ6台ということになっていますけれども、これはまたコンテナの大きさが変わったのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 失礼しました。上の段にございまして、6台で配送でございます。



そうしますと、おおよそ40から50食が入るものと思われます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 私も大体50食ぐらいなんじゃないかなと思っていたわけなんですけれども、これ児童数の推移とかを見ますと、今26年の中学生の数字を見ますと、東中学校が58、太田中学が65、原町118、岩島中学校が68、坂上中学校が50というような数字が出ていますけれども、そうすると8月から配送が始まるということですよ。まだ統合が来年4月からですから、各中学校には持って行かなきゃいけない。太田中学校の72ということは大体コンテナ2つ、岩島中学校も62だったら2つ必要ですよ、50ぐらいしか入らないということであれば。そうすると、配送計画のこの図を見て、どう組み合わせしても5台の配送車では足りないんじゃないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 2学期から始まります給食の配送につきまして、給食調理員並びに栄養士と協議を重ねまして5台で配送できるよう検討しております。詳細につきましては、第2回の定例会ではお示しをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） これ同僚議員がずっと以前から、統合前の8月からの配送計画も出してくれとか、あと来年4月からの統合中学校になってからの配送計画もしっかり検証してもう1回出してくれというような話があるのに、今までずっと延びて、まだ出てこない。今の説明じゃ、これからまた協議していくということですよね。私が何でこんなことをまた質問しているかというと、やっぱり足りないの、もう1台買わなきゃいけませんよというような、また補正をお願いしますよというようなことにならないんですか。その辺を危惧しているんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 栄養士と調理員と協議を既にして、5台で間に合う旨準備ができております。詳細につきましては第2回定例会でお示しをしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） できれば6月の定例会じゃなくてこの場に出してもらいたかったなと思います、そういうものがちゃんとできているのであれば。今、資料は完全にでき上がっているんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 基本的な部分はでき上がっておりますが、細かい部分につきましてやはり詰める部分がございますので、その辺ができ上がった段階でお示しをするという形で、6月の定例会までにはその辺も詰めながらお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 直接、物品購入、運搬車購入とはちょっと離れるんですけども、予算書の中で給食運搬車運転業務委託料452万5,000円とっております。これは3台分という説明をもらっているんですけども、ここで2台購入することによって、また補正で2台分の委託料を出すというようなことになっているのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 運搬につきましては調理場の中に男性の職員がおりますので、その方が2台は運転をして、残りの3台について委託を考えております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） どう言っても、何とかなるというようなことで、今の中学校がまだ統合されない前のところで、この5台で大丈夫だということでありましたけれども、私がこの資料としてもらっている配送計画の、コンテナをどう乗せたらちゃんとそうやって時間までに届くのか理解ができないんですよね。これから資料がちゃんと出てくるということでもありますけれども、そのときはまたそこでその問題については特化してしたいと思いますけれども、いかんせん、一番最初に申しましたとおり、最初1台の購入計画がいつの間にか2台の購入計画になっている、これ本当にずさんだと思いますけれども、こんなことをずっと続けていくんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 大分信頼関係が失われたようでございますが、基本的には変更という部分もございますが、最初の案につきましては、ある程度緻密な部分で各部署等の調整をしないで出した部分もございます。実際に運搬する場合につきましては、やはり各部署とある程度詰めて綿密な打ち合わせをしながら最終的なものを出すような形になっておりますので、途中での変更という部分については、申しわけございませんが、あるときもございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） そうですよね。いろいろやっていくうちに変更も出てきますよね。変

更というか、この計画じゃ、ここがちょっときつくなるからここを変更しようとかいうような話はあると思いますよ。ただ、いかんせん、配送計画についていろいろ同僚議員たちが質問しても、これでやっていきます、これで大丈夫ですという、そういう答えしか出てこなかったということに対して、すごい本当に大丈夫なんですかということを何度も何度もいろいろな方が聞いているわけですね。今こう聞けば、変更もありますよということをするわけじゃないですか。どうしてそういう、議員たちがこの計画で大丈夫なんですかというようないろいろな質問をしているときに、かたくなに、これでやっていきます、これでできるんですというような答えしか言わなかったのか、その辺が不思議でならないんですけれども、答えを求めても仕方がないので、とりあえずこの運搬車に関しての質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8 番、茂木恒二議員。

○8 番（茂木恒二君） 3 月定例会のときの 3 月 12 日、中学校統合等対策特別委員会、この中で付託事項が統合と給食調理場なので、これに関する進捗状況を、25 年 12 月の定例議会以降の進捗状況について資料を求めました。これは議長名で教育委員会の委員長宛てで、12 日まで 1 週間ちょっとの時間的余裕はあったと思います。12 日の前日、3 月 11 日に資料はない、出せない。出せないというか、ないということで、やむを得ず資料なしで特別委員会を開催した。その中で、調理場については、その委員会の中の質問で、3 月末に完成することですとずっと執行部の方は言われていました。委員の中から本当に大丈夫かいと、3 月 12 日の委員会の中でそういう発言がありました。そのときには工期完成に向け、鋭意進めるという回答だったと思います。3 月末どうなったんですか。説明聞いてないので、その件で。

○議長（橋爪英夫君） 茂木議員に申し上げますが、この案件につきましては物品購入の件について。

○8 番（茂木恒二君） それに関連しているので。

話、じゃ、ちょっと視点変えますけれども、要するにそういう基本的な計画があって、進行管理をしていくスケジュール等を全体のものが示されないままここに来ていると。当然基本計画があれば運搬車はいつ購入すると——先ほど議員のほうから質問がありましたけれども。それから、今回出ている厨房器具、これについてもいつまでに必要であるということをしかりスケジュールで明示して今回の具体的なものに諮るというのが、私は順番というか、進め方だと思いますけれども、そういうものを示されないまま五月雨のというか、出てくる

と。そういう進め方については、前々から委員のほうからもありますけれども、要するに先ほどの資料の件もあれなんです、特別委員会については議長以外全員の議員が所属しております。要するにそういうことも含めて、誠実な説明がなされていないんじゃないかというのが私は非常に感じているので、今回の件についても、これについての議決になるわけですが、スケジュールの中にこれが入っていて、当然必要なものであれば、何年何月まで必要であるという中での議論というのが私は望ましいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 今回の備品の2件につきましては、提案理由の説明の中でも申し上げましたとおり、納期を26年8月6日とさせていただきました。2学期からの新しい給食センターの運営に当たりまして、6日に納品を受けて、それぞれ洗浄また取り扱いの熟知を行い、2学期から給食の調理及び配送をするというものでございます。今回の2件については以上のような計画でございます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 車両じゃないほうでちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど示した資料なんですけれども、2月8日付で私たちがもらっている資料の中に、厨房機器とあと調理場食器等備品は施設建設費に含むと書いてあるわけですよね。この経常経費の、計算した中では給食センターを旧岩島小跡地に建てる時は5億9,850万円という数字が出ています。今まで建設を進めてきました。工事費が2億2,500万円です。設備が1億6,852万5,000円、電気が9,345万円、厨房が8,925万円ということであったと思うんですね、契約案件として。ですから、基本的に合計5億7,645万円、これで済むのかなと。施設建設費の中、この4つが施設建設費だと思っていたんですけれども、ここに新たにまた2,354万4,000円という金額が出てきたということは、どういうことでこの数字がまた出てきたんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 施設建設費に厨房機器等をとということだったかと思うんですけれども、今回備品ということをお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） よく聞いていてください、調理食器等備品と書いてあるんです。だか

ら、備品も施設建設費に入っていますよというような説明だったわけですね。その資料を持ち合わせてないんですか、今私が言っている9番という。これは調理場の中の食器等備品も含んでいるんだということが素直にとられると思うんですけども、新たにまた今回出てきた厨房備品を購入するということはどういうことなんでしょうか。本来ならば3月28日で工期が終わっていて、ここまでに全部進んでなきゃいけないことなんじゃないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 広い意味で、給食センター建設費に含むという部分でございますが、予算上は備品ですとか設備ですとか電気ですとかという、分かれてくる部分がございますので、それといたしまして今度備品購入というような形で備品のほうの予算でございますので、備品については700万円以上がたしか議決が必要でございますので、それで今回提案させていただいたというわけでございますけれども、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 説明をもうちょっとしっかりしてもらいたいんですけども、だから、備品購入費もこの施設建設費に入っていて、3月28日までに完成すれば、これみんな予算を使ってなきゃいけないんじゃないんですか。それをまた新たに……。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） この議案の3号と4号につきましては、一応26年度予算でございますので、25年度予算には建設費には含まれていないということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） それはわかりました。26年度なんだなと思うんですけども、当然この厨房備品購入、この計画も実は25年度の中にあったんじゃないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） 基本的に、計画というか必要だという部分はわかってございましたが、予算的な部分もございますので、これらの経費につきましては26年度のほうへ回していただいたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） わかりました。本当にいろいろみんな努力なさって、予算でつけたより入札金額が少なくて、大分頑張ったんだなと思っていたんですけども、結局は最初の計画どおりの金額になっていくんだなというのは、つくづくこれでわかりました。これで全部

合計すると 5 億 9,999 万 4,000 円ということになりますけれども、ここに案として出ている 5 億 9,850 万円、これに限りなく近づいていく、そう判断してよろしいわけですね。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（高橋啓一君） その辺の判断がよろしいかどうかにつきましては、私に聞かれてもわかりませんので個人で判断をよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第 3 号 物品購入契約の締結について（学校給食センター給食運搬車購入）の採決を行います。

本件については原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、7 番、10 番、11 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第 4 号 物品購入契約の締結について（学校給食センター厨房備品購入）の採決を行います。

本件については原案のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2 番、3 番、4 番、5 番、7 番、10 番、11 番、14 番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

お諮りいたします。会議規則第 45 条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

---

○議長(橋爪英夫君) お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(橋爪英夫君) これをもって本日の会議を閉じ、平成26年第2回臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 1時46分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 青 柳 は る み

署 名 議 員 須 崎 幸 一

署 名 議 員 浦 野 政 衛